

保 護 者 殿

あきる野市立東秋留小学校長

### 感染症による出席停止について

学校は、特に感染力の強い病気にかかると他の健康な児童生徒に感染させない、拡大させないために一定期間、学校を出席停止していただくことがあります。

出席停止が必要な感染症の種類と日数は、学校保健安全法という法律に定められています。

これらの感染症にかかった可能性がある場合は、早めに医師の診断を受け、その結果を学校に連絡してください。

出席停止となった後、再登校させる場合には、なるべく医師の指導を受け、お子様の健康状態をよく見定めた上で、下記「学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届」を保護者が記入し、再登校する初日に担任に提出してください。

- 再登校日の決定は、なるべく医師の指導を受けるようにしてください。
- 医師の書いた治癒証明書または診断書の学校への提出は、必要ありません。

..... き..... り .....と .....り .....せ .....ん .....

学 校 長 殿
学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届
_____ 年 _____ 組 _____ 氏名 _____
_____ 月 _____ 日 ( _____ ) に下記のとおり診断されました。
病名： _____
受診した医療機関名： _____
このため、_____ 月 _____ 日 ( _____ ) から _____ 月 _____ 日 ( _____ ) まで欠席させて いましたが、_____ 月 _____ 日 ( _____ ) から登校させますので届け出ます。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
保護者名 _____